

(1) 服装・身だしなみ

①制服

学校内外の学習活動および登下校（休みの日も同じ）のときには、制服・制帽を着用する。

※ 儀式（始業式・就任式・終業式・修了式・入学式・卒業式・離任式）のときは、上着・白の靴下を着用する。（上着は体調に合わせて調整する。）

②体操服

半袖・長袖の体操シャツ、ハーフパンツ
下着が袖や裾からでないようにすること。

③身だしなみ

頭髪の色を変えない。
髪の毛が肩より長い場合はゴムでくくる。
必要のない装飾品は身に付けない。

※安全に過ごせるか。学校という場にふさわしいか。などを考え、身だしなみを整える。

(2) 持ち物

①学習用具

学習に集中できるものを使用する。

※『学習用具について』を読んで準備をしましょう。

②不要な物

授業に関係ないもの・不要なお金・携帯電話は持ってこない。

(3) 通学・学校生活

①決められた時刻・場所に集合し、並んで登校する。（8時15分までに）

②学校に来てからや登校する途中で、忘れ物があったとしても取りに帰らない。

③下校時は、寄り道をしない。

④放課後、学校へ来たとき

・学校に忘れ物を取りに来た場合は、職員室に連絡をしてから入る。帰るときも、報告をしてから帰る。

・運動場や公園では、飲食をしない。

⑤校内での過ごし方

・ベランダには出ない。
・運動場で、ボールけりはしない。
・校舎や体育館の周りで遊ばない。

(4) 校外生活

①帰宅時刻を守る。

・4月～9月 18:00までに帰宅
・10月～3月 17:00までに帰宅

②学区外には、保護者と一緒に行く。

③お金を使うときには、保護者と話をする。

④交通事故・盗難・恐喝等の被害にあった場合は、速やかに学校、警察などに連絡する。

⑤自転車に乗るときには、ヘルメットをかぶる。

※ 1年生は、公道で自転車に乗らない。

⑥他人の土地に勝手に入ったり、落書きをしたりしない。

「水呑小学校のやくそく」について

ここに書いてある内容は、「自分で考え判断し、正しい行動をする。」「安全に安心して学校生活を送る。」ために必要なことを、児童会を中心に話し合い、見直したり精選したりしたものです。

「きまりに書かれていないからしてもよい。」
「先生や親に怒られてしまうからしない。」
ではなく、「何のためにあるルールなのか。」
「自分も周りの人も気持ちよく過ごせるか。」
などを考え、自分の言動を正していきましょう。



生徒指導の基本方針

福山市立水呑小学校

第1条 いじめについて (いじめは絶対許さない)

＜実態把握＞

- ① 全教職員での日頃の情報共有（児童の様子、悪質な行為、人間関係等）
- ② アンケート・面談の実施（年3回以上）
- ③ 相談窓口の設置

＜対応及び指導＞

- ① 被害者の立場に立って解決を図る。
- ② 被害・加害・関係者等から個別に事情を聞いた後、内容を整理し、解決に向けた話し合い（指導）を行う。
- ③ 組織を立ち上げる。場合によっては教育委員会、子ども家庭センター、ネウボラ等と連携を図る。
- ③ 全体を把握した後、加害保護者に来校して頂き、説明する。
- ④ 被害・加害双方の保護者・児童も交えて事実確認及び指導を行う。
- ⑤ その後の双方の児童の様子を保護者に伝えながら継続的に観察していく。

- ② 悪質な場合は、警察等他機関との連携をする。

第3条 校外における法令・法規に違反する行為や学校が教育上指導を必要と判断した行為について

- (1) 公共物破損・落書き
- (2) 飲酒・喫煙および準備行為（購入・所持）
- (3) 窃盗、万引、物を隠す
- (4) 家出および深夜徘徊
- (5) 交通違反（二人乗り、自転車違反等）
- (6) 金品強要、個人間物品売買

＜指導＞

- ① 担任・生徒指導主事等が、該当児童から事情を聞き指導する。
- ② 保護者に連絡・来校して頂き、家庭で指導してもらう。状況によっては、保護者が弁償する。
- ③ 社会的に許されない行為の場合は、警察等他機関と連携する。

第2条 校内における行為について

- 1 不要物持参（携帯電話、危険物や授業の妨げになるもの）服装規定違反（著しい場合、度重なる場合）

＜指導＞

- ① 担任・生徒指導主事等が該当児童から事情を聞き指導する。
- ② 保護者に連絡し、家庭でも話し合ってもらう。
- ③ 度重なる場合は、再度指導する。

不要物は没収し、学校で一定期間保管した後、保護者に返却する。

- 2 立ち歩くなどの授業妨害（指導に従わない、暴言など担任が説諭しても授業妨害が続く場合）

＜指導＞

- ① 保護者に来校して頂き、状況を説明して、家庭と共に児童を指導する。
- ② 発達障害等の要因による場合は他機関と連携する。

- 3 暴力行為（対教師・児童間等、器物破壊）

＜指導＞

- ① 保護者に来校して頂き、状況を説明して、家庭と共に児童を指導する。
- ② 器物破損については、弁償を基本とする。